

# 平成29年度第1回秋田県社会福祉審議会議事録

日時：平成30年3月22日（木）  
10時00分～11時40分  
場所：秋田県議会棟 大会議室

## 【出席者】

(審議会委員)

秋山肇、石井有良、伊藤英紀、小野寺恵子、金澤澄子、川嶋真諒、後藤節子、小林儀貴、柴田一宏、柴田博、高橋恭康、高橋清好、土肥良三、時田博、松田知己  
(15名)

(県)

保坂健康福祉部長、須田健康福祉部次長、佐々木健康福祉部次長、諸富健康福祉部次長、伊藤健康福祉部参事、小柳福祉政策課長、嘉藤福祉政策課政策監、佐藤地域・家庭福祉課長、千葉長寿社会課長、伊藤国保改革準備・医療指導室長、松井ねんりんピック推進室長、高橋障害福祉課長、神谷次世代・女性活躍支援課長ほか

## 1 開会

## 2 健康福祉部長あいさつ

## 3 報告

(1) 各専門分科会、部会の開催状況について

- ・ 身体障害者福祉専門分科会・審査部会
- ・ 児童福祉専門分科会子ども・子育て部会
- ・ 児童福祉専門分科会家庭福祉部会
- ・ 児童福祉専門分科会子育て支援部会
- ・ 地域福祉支援計画専門分科会

の開催状況について、資料1に基づき各分科会長・部会長（代理を含む）から報告

(2) 秋田県障害者差別解消条例(仮称)の制定について

○障害福祉課長

資料2により説明

◎柴田一宏委員長

ただ今の報告について、質問等はないか。

●高橋（恭）委員

条例の罰則規定をどのように盛り込むつもりかということと、県ではあつせん・勸

告・公表を実施するということで、抑止力を発揮させる意図があると思うが、差別された側の原状回復や補償について、どのように条例の中に盛り込むつもりか、その予定があるかないか、そういうものを担保する規定をどのようにするのか。

○障害福祉課長

具体的な事については、これから様々な意見を聴きながら進めていくことになるが、いずれ法律の中で明記されていない部分を条例に盛り込みたいと考えている。罰則などについても、他の法令などとも整合性を図りながら、進めていく必要があると思うので、今後、十分検討していきたい。

●伊藤委員

私どもが法律の制定で一番喜んでいるのは、合理的配慮の提供ということで、画期的だと思っている。これで障害者自らが声を出すことによって、行政がいろんな施策ができると、大変喜んでいる。全県的にも身体障害者福祉協会の皆さんがいろんなことで話し合っ、一生懸命に自治体において、実際いろんなことが解決されてきている。行政に対しては、まだちょっと宣伝が足りないのではないかとと思っているので、その点はこれからもよろしくお願ひしたい。

●柴田（一）委員

合理的配慮の提供とは最近よく聞くが、具体的にはどういう例があるか説明願ひたい。

○障害福祉課長

例えば、障害福祉課で所管している審議会で聴覚障害の方が出席する場合、手話通訳を設置している。また、視覚障害の方については、あらかじめデータを送信し、音声変換により音声で聞いてきてもらい、会議当日は会議の次第及び委員名簿を点字で当日配付している。これも合理的配慮の一つで、必ずしも予算をかけて何かをしなければならぬというものではなく、ちょっとした気配りや配慮によって会議であったり、事業であったりがスムーズに進みやすくなるということが合理的配慮の例である。

●松田委員

資料2の「条例のイメージ」の中で、県が主体的に取り組むと整理しているところで、細かいところを見ると、市町村の責務を規定するとか、市町村等と連携した普及・啓発などと書いている。この条例を策定するに当たって、障害者施策推進審議会で議論するという事になっているが、この審議会には市町村の代表の方は参加しているか。

○障害福祉課長

市町村の代表の方は入っていない。

●松田委員

そうすると、要望として、県が定める条例ではあるが、市町村の責務を規定するという点であるならば、市町村ができることと、できないことが当然あるので、県がどのようなスタンスで市町村との連携を保とうとするのかという部分について、是非市町村からの意見を聴くような場を設けてもらいたい。

○障害福祉課長

障害者施策推進審議会には市町村会からの委員は入っていないが、この後、条例の策定を行う地域協議会では、各事業者や各方面からの意見もお聞きしなければならないと思っているので、今の意見を反映して、何らかの形で市町村の方からの意見をお伺いすることにしたい。

## 4 議事

秋田県地域福祉支援計画（案）について

○地域・家庭福祉課長

資料3-1により説明

◎柴田一宏委員長

まず、地域福祉支援計画専門分科会長の柴田委員から補足をお願いする。

●柴田（博）委員

これまで4回の地域福祉支援計画専門分科会の中で、委員の皆さんから非常に闊達な意見をいただいて、それを取り入れた形でまずは始めるということで一昨日まとめた計画案なので、よろしくお願ひしたい。

◎柴田一宏委員長

各委員から質問やお気づきの点があれば、お願ひしたい。

●伊藤委員

高齢化で仕方がないが、どこに行っても若い人が参加しないことが目につく。若い人が地域のサポート委員会などにもっと積極的に顔を出すような指導について、県でもその辺にもう少し力を入れてもらいたい。

◎柴田一宏委員長

若い方の取り込みについて、事務局から。

○地域・家庭福祉課長

御指摘のとおり若い方の参加が少ない。ボランティアの参加者も一定数はいるが、

若い人が少ないということで、今回の地域福祉支援計画案の目標指標は、「50歳代以下のボランティア参加者数」とし、若い人をターゲットとしている。地域に関わる意識の醸成など、こつこつとやっていかなければならない部分が多いが、一つひとつ取り組んで、できるだけ多様な人が参加するような形にしていきたい。

#### ●土肥委員

地域福祉支援計画専門分科会で、地域全体が高齢化して、特に民生委員が高齢化だという話があった。高齢化が悪いという言い方で素通りしている状態を見直す必要がある。若い人がいないというよりも、若い人は働いていて忙しいため、民生委員に目が届かないということもあると思う。私は、二度目の奉公というような考えで、県や市などの公的な立場を退職された方に民生委員制度を十分に説明してやっていただくのが大切ではないかと思う。

また、若い人に民生委員をやってくださいというと、報酬はどうですかと言う。災害があると、ボランティアはたくさん集まるが、民生委員については、ボランティアを外して考え、もらえる額はいくらですかと聞かれる場合がある。PRの足りなさもあるが、ボランティアをやる人はたくさんいても、いざ民生委員となると、尻込みをするということがあるような気がする。

75歳以上の委員の方で後任の方がいない場合、元気で意欲のある方であれば、引き続き民生委員をやっていただいているし、75歳以上で新しく民生委員をとという場合はお断りすることになっている。

それから、民生委員の資質向上のため、県及び市から研修会等を通じていろいろサポートいただいております、この場をお借りし、お礼申し上げたい。

#### ○地域・家庭福祉課長

民生委員だけが高齢化しているのではなく、地域全体として高齢化している。ただ、現状は民生委員の年齢を見ると9割近くが60歳台、70歳台の方で、50歳台以下の方は1割しかいない。将来的な事を考えると、若い人がどんどん入ってくるような形が必要であると考えている。

民生委員のなり手が不足しているということは、地域の人口が減少しているということと、定年の延長であったり、共働き家庭が増えたりといったことで、なかなか適任者を見付けるのが難しいということがある。そういった意味では公的な立場にいた方に民生委員を働きかけるなど、そういう人をターゲットにした活動も必要かと思う。

報酬については、現実にはほぼボランティアとして活動していただいております、全体の仕組みの中でなかなか引き上げるということは言えないが、将来的にこういった形がいいのか、研究していきたい。

#### ●柴田（博）委員

土肥委員も出席した3回目の地域福祉支援計画専門分科会の中で、この問題についてお話されたが、決して高齢者を排除するというのではなく、民生委員を続けていただきながら、なおかつ若い人にも参加していただくシステムを作っていこうという主

旨である。

なお、私の町内会の民生委員は県のOBの方が非常に頑張っている。

●時田委員

秋田市の場合、秋田市高齢者生活支援体制整備事業として、河辺、雄和、御所野、泉の4地域を代表モデルということで、今年度まで東大の後藤先生を中心に新しい地域福祉の担い手として若い人をどうやって引っ張り込むか、あるいは地域の問題をどうやって解決していくかということを検討している。泉地区の場合は、いろんな団体のいろんな活動を情報共有していくことが極めて大事ではないかということで、具体的には町内会の関係者、民生児童委員協議会、社会福祉協議会などが集まって、いろんなことをお互いに提案してを進めている。高齢者の問題など、いろんな問題があるが、やはり地域に近い方がお互いに情報を共有することが大事で、町内会長だとか、民生委員のほか、泉地区の場合は福祉協力員が各町内に一人二人いて、年に2回一斉訪問をしている。いろんな情報をつかむことを地域包括が中心になってやる必要があるのではないかと思う。行政に対しては、それぞれの方が情報を共有できるような形を作ってほしい。

2、3年前に行った湯沢市の社会福祉協議会の場合、医師や保健所の方、警察、弁護士が定期的に会合を開いて、地域の中のいろんな問題のある方をお互いに把握して手を打っているという話を聞いた。これから県も各市町村と色々な形で進めていくと思うが、好事例などを取り上げて、水平展開していくことを考えていただければ、少しずつでも前に進んでいくのではないかと思うので、検討願いたい。

◎柴田一宏委員長

地域の人の情報の共有というのは、湯沢市の社会福祉協議会が活躍されているということだが、県の方で具体的な活動の内容を把握しているか。

●高橋(清)委員

市町村社会福祉協議会も地域毎にいろんな課題を持っているので、課題に応じた体制を組んでいるというのが実情である。湯沢市の権利擁護センターの事業のことをお話されているのかと思うが、生活困窮とか、日常生活的に判断能力が乏しくなってきた方の成年後見などの相談体制ができていて、弁護士やいろんな方が関係しながら、日常生活で金銭管理などのいろんな相談などを受けて地域で暮らしていけるようにしていこうという取組で、県内でも何箇所かやっている。

◎柴田一宏委員長

県の方は特にないか。

○地域・家庭福祉課長

先進的に取り組んでいる市町村があるので、そういう事例を横に広げていくことは県としても是非やっていきたい。

それから、福祉協力員の話があったが、25市町村社会福祉協議会のうち、18の市町村社会福祉協議会で福祉協力員制度を設けている。ただ、その役割がばらばらで、見守りや、民生委員のサポート的な役割をしているところもあれば、単に会費の徴収とか、チラシ配布などに留まっているところもある。せつかくある制度なので、既存の制度を利用しながら、見守りの体制まで引き上げるということを進めていきたいと考えている。

●小林委員

資料3-1中、「支援施策の展開」の2「誰もが住みやすい地域づくり」の(1)②の「子ども・子育て支援の充実」について、「子どもの貧困対策の総合的な推進、子育て支援体制の充実」とあるが、具体的にはどのようなことが考えられているのか、これでは分からない。私は大館市の子ども子育て会議の委員でもあり、貧困対策について子育て世帯にアンケートを行い、先日その結果について報告があったが、何が困っているのかについて、具体的に数字で示されていた。収入が少ない家庭であれば何が問題なのか、保育園に入れなかったとか、ひとり親家庭であれば預けるところがなく残業ができなくて収入が足りないとか、そういう具体的な課題が挙がってきている。

もし、政策として行っていくとすれば、アンケートなどをもって具体的に現在何が困っているのか把握した上で進めていただければよいと思う。

○地域・家庭福祉課長

子どもの貧困対策関連のアンケートとして、県でも平成28年度にひとり親世帯等を対象としたアンケート調査を実施している。食事や病院などについては貧困世帯も非貧困世帯も大差はなかったが、学習の機会について貧困世帯で不足しているという結果が出たことから、県では、それを基にして学習支援事業を今年度から実施したという経緯がある。

市町村によって調査項目や、異なった結果が出ることもあるかと思うが、県として実施したアンケート調査をベースに事業を展開しているところであり、こういう内容を市町村にも連絡しながら、全体として実施していければと思っている。

◎柴田一宏委員長

ひとり親世帯として、何世帯を対象にアンケート調査をしたのか。

○地域・家庭福祉課長

ひとり親と生活保護の世帯になるが、11,697世帯を調査対象とし、回答があったのが4,323世帯で、回答率は37%であった。

●伊藤委員

身体障害者の相談員連絡協議会という国の制度があり、秋田県も以前は177人の相談員がいたが、合併により組織が崩れ、今は相談員制度がありながらも、自治体の

長の考えにより制度が運用されていないところもある。秋田県でも相談員を指定していない市町村が結構ある。現在協議会に入っているのは、130人位だが、湯沢や由利など、いろんなところで相談員がいない。国にも強く発言しているが、なかなかうまくいかない。そこで、県としてどのように指導していってもらえるか、考えを聞きたい。

○障害福祉課長

今年1月現在、県内では身体障害者相談員161人が各地域で活動している。以前は県が各市町村から推薦していただいた方を相談員としてお願いしていた。身体障害者相談員については、身体障害者手帳をお持ちの当事者の方が原則相談員として活動し、それぞれ地域で困っている方に対しての相談を受けているということでこれまで行ってきた。県から市町村への権限移譲等により各市町村でその活動のあり方であったり、活動費の単価が異なっている状況である。

相談員については年々減少傾向にあるが、一方、障害者総合支援法の制度の中で相談支援事業所等が年々地域で増えてきている。制度の中で、地域でお困りの方が相談支援事業所に相談に行くケースが増えているということも減少している一つの要因と思っている。ただ、身体障害者相談員については、当事者同士の立場になって相談を受けるといった活動になっているので、市町村に身体障害者相談員の活動状況について説明する機会を見付け、お願いしていきたくと考えているが、なかなか増加に結びついていくことは難しいかも知れない。いずれ相談員の意義については、機会を捉えて説明していきたい。

◎柴田一宏委員長

身体障害者相談員の方が空白の市町村はあるか。

○障害福祉課長

湯沢市だけが設置していない。

◎柴田一宏委員長

湯沢市は他の相談体制でカバーしているということになるのか。

○障害福祉課長

そのとおりである。

●金澤委員

民生委員は何世帯ぐらいに一人必要なのか。というのは、先日町内会があった時に、この町内に民生委員はいるのかという質問があり、会長が以前は一人いたが、高齢で後継者がいなくて、今はどなたもいないということだったので、今の話を伺い、どのぐらいの世帯数に一人いるのが望ましいのかをお聞きしたい。

○地域・家庭福祉課長

民生委員の配置基準が示されており、中核市の秋田市の場合は170から360世帯毎に一人。人口10万人未満の市では120から280世帯毎に一人。町村は70から200世帯毎に一人という配置基準になっている。実際はこの基準を踏まえながら、各市町村の状況を勘案して各市町村毎に定数を決めている。

●金澤委員

一人で200世帯などというのは大変なこと。民生委員という名前も古いし、民生という言葉もよく分からない。例えば、生活相談員とか、もうちょっと今の人達に分かりやすい名前にすべきではないか。自分の町内会は約100世帯と結構多いが、子供会や寿会などが意外に活発である。民生委員にはどの位の手当があるのか分からないが、町内で生活相談員のような事をする人材を一人決めて市の方に推薦したら、その人の活動費をいくらと決めて、感謝の気持ちも表しながら、相談員の方も町内のことを把握できるようにするという事はできないのか。

◎柴田一宏委員長

民生委員の費用関係などを説明していただけるか。

○地域・家庭福祉課長

民生委員制度というのは今年度で100年を迎えている。ある意味では伝統のある制度で、定着したネーミングであると思う。

経費については年間一定程度の額は支払われており、県からは民生委員一人当たり年間約5万円と、それぞれの協議会に対し支給する分がある。このほか、市町村からの支援などもある。一定程度は支払われているが、それで十分に活動をまかなえるかという、そこまではいかず、十分な手当ができていないのが現状である。

◎柴田一宏委員長

実費以外の報酬部分はあるのか。

○地域・家庭福祉課長

活動費としての支払いになるので、報酬ではない。

●土肥委員

制度創設後100年になって民生委員は何をしてきたかということだが、今まで守秘義務ということを非常に強く言われてきたので、表面に出ないというのが民生委員のやり方であった。それが今、社会が混雑する中で、民生委員が何をしているかということ、社会にどんどん出していかないと変わらないだろうということが一つ。

名前が古いということに対しては、結果的に中身だと思う。新しい中において古い名前があると、かえって脚光を浴びるということもあるので、これは名前そのものではないような気がする。今これだけ社会が混乱している中で、中身をどう訴えかけて



いくかということだと思う。昔の名誉職から今は活動の民生委員ということで、どんどん表面に出ていくということが必要である。専門職ではないので、初期の「つなぎ」として、問題があってもそれがスムーズに消化できるように最初が肝心だということで、行政なり、関係団体に早く正しく繋ぐというのが現状である。報酬の問題も高い安いではなく、そういう気持ちがあれば、お金などはどうでもいい。ただ、経費もかかるし、それに見合っているかどうかということは考えていかなければならない。それと、ボランティアは災害の時は、手弁当で行くが、民生委員という言い方をすると報酬の話になるということの違いを話ただけで、それだけ民生委員というのは、まだ一般的なボランティアの性格を理解してもらっていないというところに弱さがあるということをお話したもので、誤解のないようにお願いしたい。

#### ●時田委員

土肥委員の話に全く賛成で、私どもの町内には民生委員が18人いて、非常に頑張ってもらっており、ある意味で地域で目に見える形でやられている。資料3-1中「誰もが住みやすい地域づくり」の(1)⑤に、「災害時における要配慮者対策の推進」と書いている。昨年から災害時要援護者支援プランの作成を民生児童委員協議会を中心にやっているが、災害時要援護者には高齢者や障害者の方が含まれるが、市長と町内会長が覚え書きを交わして、口外してはならないということで、市からリストをいただくが、では災害時にあの方が障害者だよということを話していいものかと皆が問いかける。守秘義務との整合性があるって、そこが難しい。プランを作ったり、いざどうしようかというときに、そこをある程度クリアする形のを行政の方から示していただければ良いと思う。

#### ◎柴田一宏委員長

個人情報保護条例と絡むところもあると思うが、いかがか。

#### ○地域・家庭福祉課長

災害者の避難プランには、全体計画と個別計画の二つがある。全体計画は災害者全般に関するもので、個別計画が要支援者一人ひとりについて誰が支援するのか、その人の避難先、避難方法など具体的なものを決めるものになる。個別計画を策定する段階では、その人を支える方々が同じ情報を持っていないと駄目なので、これについては、計画を作っているところではある程度の情報共有がされているものと認識している。

#### ●時田委員

秋田市の場合は、各町内会長に市の方から高齢者や障害者のリストを渡している。そこでは、こういう情報は口外してはいけないということになっている。個別のプランを作り、誰が支えるかというときにその支える方は町内会長ではない。口外していいかどうかということがいつも気になる。家庭によっては嫌がる方もいるのではないかと思う。地域としてどうするかという問題と、個人としてどうするかという問題

がかみ合わない感じがするので、話した次第である。

#### ○地域・家庭福祉課長

その地域全体の名簿は出されないと思うが、その地域の中のある特定の人を支える人については当然伝えなければならない情報だと思っている。私自身は、そういった部分は情報共有されているものと思っていた。

#### ●高橋（清）委員

個人情報保護法ができてからこういう問題が出てきたが、基本的にその対象者の方々に民生児童委員協議会の方でお伺いし、こういう主旨で例えば災害マップだとか、個人情報を出していいですかということで申告していただいている。マップ作りをしているところは大概そうだと思う。情報を出していただいているですよということで始めて、では誰が支えていくかということで情報共有して進んでいくものと認識している。どうしても出たくないという人がいれば、いずれ普段から関わり合いを持ちながら、その人を周りから見っていくというネットワークの中で注意していくという取組が必要である。そういう意味で、計画も小ネットワークの再構築してこうということで、それを支えて行く民生委員や、民生委員を支援していく福祉協力員にこの辺の組み立てをしてもらうという中身になっているので、そういう取組を各市町村社会福祉協議会にもお願いしたいと思っている。

#### ●伊藤委員

高橋（清）委員が言われたとおり、個人情報保護により大変厳しい状況にあるというのは事実である。身体障害者協会の話を見ると、秋田市の場合13,000人近い障害者がいるが、協会に入っているのは300人。相談員が一生懸命に努力して声をかけても、要らないと言われる。特に子どもは災害時の対応をどうするかということに力を入れて、いろいろ考えているが、情報の伝達ができない。県全体でも協会に入っているのは10%を切っている。昔のように協会でも顔と顔を合わせて付き合っているということはない。法的に恩恵を被る時代になっているので、協会に入って頑張るといことがなくなって、実際、誰が障害者なのかも分からず、本当に連絡のしようがない状態である。

#### ◎柴田一宏委員長

私は秋田市の個人情報保護条例に若干関わっているが、先ほど高橋（清）委員から話があったが、障害があるという情報は知られたくない情報で開示はしないが、本人の同意があれば一定のところの名簿提供すると、それ以外に同意がなくても特定の方にだけは、万が一に備えて情報提供してもいいということになっていると思う。その中に町内会長などが入っているのではないか。

#### ●時田委員

町内会長や自主防災隊長など、たしか3人だけである。

先ほど高橋（清）委員が話したが、同意される方と同意されない方がいる。同意されない方については、民生委員が定期的に訪問するなどして情報をつかみ、声かけをしながら見守っていくというのが、まさに今やっていることで、それが良いのではないかと思う。まさにその通りだと思う。

◎柴田一宏委員長

条例の関係で苦勞されていると思うので、そこは市としても必要性などを考えるのではないかと思う。私も委員をやっているので、市の方に話しをしてみたい。

●小野寺委員

子ども・子育て支援の充実の関係で、平成28年にひとり親家庭にアンケート調査を実施した結果、その回答率が38%ということで半分以下だが、この方々は自分なりに意思を訴えられる方でむしろ分かりやすいが、分からない60%強の人達が何を思っているのか、どういう生活をしているのかを推察するのが非常に難しい。38%の方が学習について困っていると言ったから、学習についての施策を作ったのであれば、60%強の方の家庭は一体どうなっているのかというのが非常に疑問である。秋田県は少子高齢化で、少ない子どもを社会の一員として育てていかなければならないが、その6割位の世帯は、貧困というとお金がないと感じるかも知れないが、単にお金がないだけではなくて、きちんとした家庭教育というか、そういうところもままならない生活を送っているかも知れない。その辺の回答のなかった部分について推察なりをして考えているのかということが疑問だったので、そこをお伺いしたい。

◎柴田一宏委員長

回答のなかった6割強の方の関係でどういうふうにお考えなのか、事務局からお願いしたい。

○地域・家庭福祉課長

回答がないものを推測というのは難しいところだが、実際に子どもの貧困対策などに取り組んでいるNPOや、学校関係であるとか、いろいろな機関があるので、そういったところと情報共有をしながら、学習支援以外のものは何かないのか、今後探っていきたい。また、学習支援だけを紹介したが、そのほかにお金の使い方として、ファイナンシャルプランナーによる支援制度というものも始めている。生活困窮者の相談窓口などもあるので、そういったところで捉えた様々な課題を踏まえて今後の施策を展開していきたい。

●小野寺委員

私は児童養護施設の施設長を務めているが、以前は入所してくる子どもの調書の中に民生児童委員の方のコメントがあったが、今は全くない。学校の様子や児童相談所の方の意見は書かれている。施設に来る方は、本当に容易でない家庭の子どもであるが、せっかく民生児童委員の方がいるのに、地域の中にあって、そこをどのように把

握して、その家族が地域の中でどういう思いで生活をしているのか、どんなことになっているのか、地域のところからは全然見えてこない形になっている。先ほど話しのあった障害の方も含めて全員が住民であり、地域の人達も自分たちの地域に対する意識を高める何かがあれば良いと感じた。

#### ●土肥委員

地域に主任児童委員が二人いるが、私は定例会で、主任児童委員に対しとにかく学校には顔を出しなさいと言っている。顔を出した場合には、校長や教頭だけではなく、生活指導をされている先生や、給食を出している先生にも必ず顔を出しなさいよと言っている。昔は夏休み前に学校の先生からあの子はこういう状態ですよということが主任児童委員はもちろん、地域の方にも連絡があった。それで私の場合は子どもが夏休みになるからということで、主任児童委員と一緒に全部回るようにしていたが、今はそれがなくなっている。それから学校の教材や給食費が補助になる方についても民生委員の方に相談をして認めていたという時代がある。今はそれがなく、子どもに関しての情報が途切れてしまっている。そういう動きができなくなっているので、民生委員は戸別訪問など地域を回って自分で情報を集めるものと、行政から与えられた情報と二種類がある中で動いている状況で、今言った自分で歩いた情報が途切れ途切れになっていて、民生委員自体も非常に苦しんでいる状態であることを御理解願いたい。

#### ●後藤（節）委員

児童館を通して感じてきたことだが、若者の参加がないということで、是非中高生の居場所づくりというか、児童館で中高生だけが遊べるような時間や、中高生と直接するような時間と機会を増やしていただきたい。昨日も中高生にたくさんお手伝いをしてもらったが、彼らは非常時も LINE などでの連絡が早い。私たちも LINE で連絡すると、彼らからはすぐ返事がくる。彼らは自分でできないときは友達に回す。そういったところではネットワークはものすごく強くできていて、お世話になったという感謝の気持ちもすごく持っているので、そういったことを是非とも県で推し進めていただきたい。

#### ●松田委員

資料3-2の秋田県地域福祉支援計画（案）29ページの4つの柱のうちの一つの「子ども・子育て支援の充実」の二つ目の○において、「事業に対し助成するなど」という記載があり、具体の県の施策として金銭を伴う記述が計画ここだけにある。4つの柱を考えると、全てにそういう支援があるはずで、見方を誤ると、子ども・子育て支援にのみ事業に対する助成を行うと見られてしまう懸念があるので、もし4つの柱に対して財政的支援を行うのであれば、全てに書くか、あるいはここを削って、もっと大きいところで市町村の取組に対し県が思う方向性に進むならば、支援・助成を行うと書くべきではないかと思う。

それから、もう一つが22ページの「市町村に期待される役割」の中で、「市町村社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画と相互に連携を図ることが求められてい

る」とあるが、敢えてここで言及するならば、社会福祉協議会は独立した組織であり、市町村と平行な関係なので、「(2) 社会福祉協議会に期待される役割」にも言及するべきではないか。

○地域・家庭福祉課長

29ページの「助成するなど」というところはあくまでも例示として挙げたものということで御理解いただきたい。二つ目は御指摘のとおりであり、市町村の部分と整合性を図るように少し表現を訂正したい。

◎柴田一宏委員長

これで質疑等を終了するが、委員の皆様からいろいろ貴重な意見をいただいたので、これを踏まえて今後の地域福祉支援計画案を作成していただくということで、内容については概ね了承するというところでよろしいか。

(異議なし)

◎柴田一宏委員長

それでは、そういう結論にさせていただく。

## 5 その他

(特になし)

## 6 閉会